

○武蔵野美術大学美術館・図書館規則

(総則)

第 1 条 武蔵野美術大学学則第 5 条の規定に基づき、武蔵野美術大学美術館・図書館(以下「館」という。)規則を定める。

(目的)

第 2 条 館は、武蔵野美術大学の教育及び研究に必要な諸資料を収集、整理、保存し、教職員及び学生の利用に供することを目的とする。

(組織)

第 3 条 館に館長及び館員を置く。

(館長)

第 4 条 館長は、館の目的を遂行するために館員を統督する。

2 館長の選任については、別に定める。

(運営委員会)

第 5 条 館に運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する規則は別に定める。

(館資料)

第 6 条 第 2 条に規定する諸資料とは、美術資料及び図書資料をいう。

2 美術資料とは、次の資料をいう。

- (1) 絵画、版画、彫刻
- (2) グラフィックデザイン
- (3) プロダクトデザイン
- (4) 美術工芸品
- (5) 写真
- (6) 民芸品
- (7) 民俗・民族資料
- (8) その他の造形表現資料

3 図書資料とは、次の資料をいう。

- (1) 図書
- (2) 雑誌
- (3) 新聞
- (4) その他の印刷物等
- (5) 視聴覚資料

(収集委員)

第 7 条 館長は諸資料を収集するために、第 6 条に定める専門分野について若干名の収集委員を任命することができる。

2 収集委員の任期は館長の在任期間とする。ただし、再任は妨げない。

3 収集委員は、諸資料の収集について情報を提供し、その適性を評価し、館長に助言を行う。

(館の利用)

第 8 条 館の利用については、別に定める。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。